

北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱の取扱要領

(最終改正 令和6年11月8日)

この取扱要領は、「北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱」(以下「要綱」という。)を具体的に運用していくための指針である。

第1 一般的事項及び運用について

- 1 要綱において「指名停止等」とは、指名停止及び第17条に規定する書面又は口頭での警告及び注意の喚起をいう。
- 2 要綱において「市(市が設立した公社を含む。)の職員」又は「他の公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる者を含む。また、私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものである。
- 3 第2条第2号の「代表権を有すると認められる肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものである。

4 指名停止の対象となる事案

指名停止の対象となる事案は、本市における当該事務担当職員又は公共的機関からの情報によるもののほか、北九州市内で販売される日刊紙等主要報道機関の報道により知り得たものとする。

5 指名停止の始期

- (1) 指名停止期間の始期は、原則として当該措置要件に該当する事案を技術監理局契約部事務担当職員が知り得た日、又はその事実を確認した日(委員会の決定日)とする。
- (2) 指名停止の期間中に、別件により再度指名停止を行う場合は、当初の指名停止期間の終期を待たずに、上記(1)の始期により指名停止を行う。
- (3) 有資格業者名簿以外の者が、新たに名簿登録するときにおいて、登録前に措置要件に該当していた場合は、原則として次のとおりとする。
 - ア 当該措置事由で、既に他の有資格業者に対し指名停止を行っている場合は、当該指名停止と同一の始期とする。
 - イ 上記ア以外の場合は、当該措置事由の事実発生日を始期とする。

6 指名停止期間と有資格業者名簿

指名停止期間は、有資格業者名簿の有効期間が満了し、新たな名簿が発効し、これに登録している場合は引き続くものとする。

7 相当期間経過後に知り得た事案

別表各号に掲げる措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後に知り得たときは、指名停止は行わない。ただし、当該事案が極めて悪質で、指名停止の必要があると認めるときは、この限りでない。

8 指名取消しの対象

第4条第2項の規定により指名を取り消す場合は、指名の対象となっている市発注物品等供給契約の入札が、原則として翌日以降に行われるものを対象とする。

9 短期2倍措置の運用

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期2倍措置の対象としないものとする。
- (2) 下請負人及び再委託人について短期2倍措置を講じるときは、第5条の規定にかかわらず、元請負人及び再委託元の指名停止の期間を超えて、その指名停止の期間を定めることができる。

10 第12条第1項の「市長が通知する必要があると認める相当な理由」とは次の場合をいう。

- (1) 指名停止の措置を行った有資格業者が、過去3年間にわたり市発注物品等供給契約の指名をうけていない場合
- (2) 指名停止の措置を行った有資格業者に対し、措置の内容を明らかにすることが適当でない場合

11 第15条の「やむを得ない事由があるとき」とは次の場合をいう。

- (1) 特許等特殊な技術を必要とする物品等供給契約で、指名停止期間中の者以外の者では、契約の目的を達成することができない場合
- (2) 指名停止期間中の者以外の者では、価格において著しく不利となる場合
- (3) その他、前各号に相当する事由があると認められる場合

12 指名停止措置の公表

- (1) 指名停止措置の公表は、当該措置をした後速やかに技術監理局契約部で一般の閲覧に供するとともに、技術監理局ホームページで公表する。
- (2) 公表期間は原則として措置開始日から措置終了日までとする。

第2 措置要件の各項目別事項について

1 別表第1項 事故等に基づく措置基準

(1) 過失による粗雑履行

市発注物品等供給契約に関して「過失により履行を粗雑にした」場合のうち、本市物品等供給契約にかかる減価採用基準により認定された減価額に基づく指名停止期間は、別表1のとおりとする。

(2) 契約違反

ア 契約違反等(第4号)については、原則として別表2又は別表3のとおりとする。

イ 契約違反等(第5号)については、天災地変のほか、入札参加者として通常必要と認められる注意を尽くしても防止し得ない事由が生じたことにより、契約を辞退する場合には、原則として指名停止を行わない。

(3) 履行事故

ア 本基準は、人命及び財産を保護するための注意又は措置を怠ったために社会的、経済的に損害を与えた場合を対象とする。

イ 公衆損害事故又は履行関係者事故の場合、特に重大な場合のほか、使用人個人の責

めに帰すべき事由により生じたもの又は第三者の行為により生じたものであると認められるときは、原則として指名停止を行わない。

ウ 市発注物品等供給契約における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア) 発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明確になった場合
(イ) 警察署、労働基準監督署等による当該事故の現場代理人等の逮捕、送検等が行われた場合

エ 一般供給契約における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア) 警察署、労働基準監督署等による当該事故の現場代理人等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(イ) 新聞報道、公表された履行事務の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての契約の相手方の責任が明白であることが判断できる場合

オ 「損害」とは、上下水道管、ガス管等を損傷し、住民の生活に重大な支障を与えた場合を含む。

(4) 第3号、第7号及び第9号に係る規定の適用については、原則として九州及び山口県において発生した事案を対象とする。

2 別表第2項 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

(1) 独占禁止法違反行為

ア 独占禁止法第3条に違反した場合は、①排除措置命令がなされたこと、②課徴金納付命令がなされたこと、③刑事告発がなされたこと、④有資格業者である法人の代表役員及び一般役員、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕のいずれかを知った後に指名停止を行う。

イ 独占禁止法第8条に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後に指名停止を行う。

ウ 独占禁止法違反行為(第3号及び第4号)の措置要件に該当した場合の指名停止期間は、別表4のとおりとする。なお、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、別表4に規定する期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が第3号及び第4号に規定する期間の短期を下回る場合においては、当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(2) 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。

(3) 不正又は不誠実な行為

ア 「不正又は不誠実な行為」(第7号)とは、贈賄などこの要綱に規定のあるものを除く不正行為であって、その営業に関し法令等に違反した行為をいい、原則として次の場合とする。

(ア) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(イ) 業務に関する法令違反により監督官庁から、業務停止命令等の不利益処分を受けた場合

(ウ) 暴力団関係者から不当介入を受け、又は不当介入による被害を受けたにもかかわらず、これらの事実を市に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったことが関係行政機関からの通報により判明した場合(情状酌量すべき特別の事由がある場合を除く。)

イ 上記ア(ウ)に該当する場合は、原則として4月の指名停止を行うものとする。

ウ 上記ア(ア)又は(イ)に該当する場合において、当該有資格業者が、北九州市建設工事等有資格業者名簿にも登録しており、同一の違反行為について、北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱別表第2項に規定する建設業法違反行為(第7号又は第8号)により指名停止措置を受ける場合は、同表に定める指名停止期間を適用するものとする。

3 別表第3項 暴力的組織等に対する措置基準

- (1) 第1号カの「密接な交際」とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。この場合、特定の場所で偶然出会った場合などは含まないが、年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。
- (2) 第1号カの「社会的に非難される関係」とは、たとえば、暴力団関係者が参加するパーティその他の会合に招待するあるいはされる若しくは同席するような関係を含む。
- (3) 第1号ウの「利用」には、実際には暴力団とは関係がないが、その威を借りるために暴力団の名を騙る場合を含む。
- (4) 第1号イ及びエの「知りながら」とは暴力団関係者である事実を知らずに雇用している場合又は暴力団関係者である事実を知らずに、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当然事実を知りながら行っているものとみなす。
- (5) 第1号エ及びオの措置は、該当する事実が継続的でない場合に適用し、継続的な場合は第1号カ該当とする。
- (6) 第1項アからカに該当する事実があるとして、新聞等による指摘又はその他の情報提供があったときは、警察等捜査機関に確認を求めるものとする。
- (7) 「市の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで」とは、警察等捜査機関から指名停止をした有資格業者について公共機関の契約の相手方として不適切ではなくなった旨の通知があり、市長が契約の相手方として問題がないと認めたとき。

付 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要領の施行前に生じた事案であっても、この要領を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要領の施行前に生じた事案であっても、この要領を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要領の施行前に生じた事案であっても、この要領を適用する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年10月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年10月11日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年11月8日から施行する。

別表1（過失による粗雑履行）

減 価 額	指名停止期間
減価額が契約金額の10%未満の場合、ただし、当該案件が指名停止要綱第6条各項に該当しない場合を除く。	1月
減価額が契約金額の10%以上の場合	2月
減価額が契約金額の20%以上の場合	3月
減価額が契約金額の30%以上の場合	4月
減価額が契約金額の10%未満の場合で、指名停止を受けていない事案があったが、その事案後6月以内に減価額が10%未満の事案があった場合	1月

別表2（契約違反等・履行遅延）

遅 延 日 数	指名停止期間
15日以内の場合、ただし、当該履行遅延により市に損害等が発生せず、かつ当該案件が指名停止要綱第6条各項に該当しない場合を除く。	1月
16～30日以内の場合	1月
31日以上の場合	2月
履行遅延があったが、指名停止を受けていない場合で、その履行遅延後6月以内に15日以内の履行遅延があった場合	1月

【注】

- (ア) 分割して履行が可能な物品供給契約に係る履行遅延の期間は、すべての物品が完納されたときから計算する。
- (イ) 初回の履行遅延について、やむを得ない理由があると認められるときは、指名停止の措置を免ずることができる。

別表3（契約違反等）

契約違反事由	指名停止期間
(1) 契約の相手方の責めに帰すべき事由により契約が解除となった場合	3月
(2) 契約書又は仕様書等に違反し、損害を生じさせる等の影響がある場合	1月
(3) 上記(2)以外で、契約書又は仕様書等に違反した場合	1月

【注】

ア 上記(2)の「損害」とは、損害賠償請求の有無に限らず、事業の信用性を損ねるおそれを生じた場合や市の事業遂行に支障が生じた場合を含む。

イ 上記(3)に該当する主な事例は次のとおりである。

- ①「違反行為が継続して行われていた場合」、②「虚偽の報告が行われた場合」、
③「必要な報告を怠っていた場合」、④「違反について、市が是正の指示を行っても改善しない場合」

ウ 指名停止期間は、原則として上記のとおりとするが、「違反行為が複数認められる場合（上記イ①～④が重複する場合を含む）」、「公衆へ損害を及ぼすおそれがある場合」等の重大な違反行為については、市の事業遂行に支障が生じた程度や社会的影響に応じて、月数を加算する。

別表4（独占禁止法違反行為）

独占禁止法違反の程度		指名停止期間
市発注物品等供給 契約に関するもの	(1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 逮捕	6月
	(4) 刑事告発	8月
上記以外に 関するもの	(1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 逮捕	4月
	(4) 刑事告発	6月

【注】上記は、課徴金減免制度の適用がない場合の月数とする。